

東海市告示第47号

令和6年度東海市障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を実施する事業所（法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所に限る。以下「事業所」という。）に対し、補助金を交付することにより、共同生活援助の経営の安定化及びその参入促進を図ることを目的とする。

(交付対象事業所)

第2条 交付対象事業所は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 事業所の所在地が県内にあり、かつ、事業所の利用定員が20人以下であること。
- (2) 共同生活住居の所在地が県内にあり、かつ、その利用定員が9人以下であること。
- (3) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人のいずれかの法人であること。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の交付対象事業所が実施する利用者（本市により法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者に限る。以下同じ）に対する共同生活援助事業とする。

2 補助金の基準額、対象となる経費及び額の算定方法は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別に定める日までに補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更申請)

第5条 補助事業者は、前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第6条 市長は、前2条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに補助金の交付を内定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出ができないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した補助事業者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第8条 市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(補助金調書の整備)

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類、帳簿等は、補助対象事業完了後、5年間保管しておかなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査等を行うことができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	障害支援区分4～6	障害支援区分3以下
補助基準額	利用者1人1日につき 2,290円	利用者1人1日につき 1,297円
補助対象経費	利用者に対する共同生活援助事業の実施に要する費用	
補助対象日	当該利用者に対し、共同生活援助事業を実施した日のうち次に掲げる日。ただし、1月における当該日の日数は、当該月の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土日休日」という。）の日数を上限とする。 (1) 土日休日。ただし、利用者が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動サービスが実施される日及び就労している利用者の出勤日を除く。 (2) 利用者が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動サービス事業所又は利用者が就労する事業所の休業日	
補助金の額の算定方法	補助対象日における補助対象経費の額。ただし、当該補助対象日における当該補助対象経費の額が補助基準額を超える場合にあつては、当該補助対象日は補助基準額とする。	